

《 受験資格特例教習とは 》

大型免許、中型免許、二種免許を取得する際の必要な受験資格要件は、次のように定められています。

| 取得しようとする免許 | 年 齢 | 運転経験年数 |
|------------|-------|--------|
| 大型自動車 | 21歳以上 | 3 年 |
| 中型自動車 | 20歳以上 | 2 年 |
| 普通二種免許 | 21歳以上 | 3 年 |

令和4年5月13日施行の改正道路交通法により、上記の受験資格要件を緩和する新たな制度が設けられました。それが、《受験資格特例教習》です。この教習を修了することにより、上記の受験資格要件が緩和され、普通自動車免許取得1年以上でかつ19歳から大型免許等が受験できるようになります。

受験資格特例教習には次の3つの課程があり、それぞれの課程を受けることにより緩和される受験資格要件は下記の通りとなります。

| 課程の種類 | 技能教習時間数 | 学科教習時間数 | 課程終了後の受験資格要件 |
|----------|---------|---------|--|
| 年齢・経験 課程 | 31時間 | 5時間 | 年齢 19歳以上 運転経験 1年以上 となります。 |
| 経験 課程 | 27時間 | 2時間 | 運転経験 1年以上 となります。 |
| 年齢 課程 | 4時間 | 3時間 | 年齢 19歳以上となります。 ※ 年齢課程の適用についてはお尋ねください。 |

ご注意 : この課程は、受験資格要件が緩和される課程です。大型免許等を取得する場合には、それぞれの車種の免許試験を受験し、合格しなければなりません。

- 「準中型免許ではちょっと・・・早く中型免許、大型免許をとりたいなあ」とお考えの皆様は、是非、ご相談ください。